

○議長（野呂日出男君）

おはようございます。

開会前に、平成二十一年度藤崎町水道事業会計について、上下水道課から発言の申し出がありますので、これを許します。上下水道課長。

○上下水道課長（三浦郁雄君）

おはようございます。

議長のお許しがございましたので、昨日開催された決算特別委員会の議案第五十五号の質疑におきまして、浅利議員より、ご質問がございました水道メーターの単価について、この場をお借りして、ご報告いたします。

まず、口径が十三ミリの場合は、地下式が一千八百八十円、地上式が一万二百円です。口径が二十ミリの場合は、地下式が二千六百八十円、地上式が一万六千円となっております。なお、この単価は、昨年度の新規の購入実績に基づくもので、いずれも消費税を除いた価格となっております。

以上で報告を終わります。

○議長（野呂日出男君）

ただいまの出席議員数は十四名全員であります。これから本日の会議を開きます。

日程第一、発議第六号所得税法第五十六条の廃止を求める意見書案を議題とします。

お諮りいたします。発議第六号は趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

これから発議第六号を採決いたします。発議第六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、発議第六号は原案のとおり可決されました。

日程第二、発議第七号治安維持法犠牲者への国家賠償を求める意見書案を議題とします。

お諮りします。発議第七号は趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。これから発議第七号を採決いたします。発議第七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、発議第七号は原案のとおり可決されました。

日程第三、発議第八号免税軽油制度の継続を求める意見書案を議題とします。

お諮りいたします。発議第八号は趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。これから発議第八号を採決いたします。発議第八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、発議第八号は原案のとおり可決されました。

日程第四、報告第十号平成二十一年度藤崎町健全化判断比率の報告の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第十号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第十号は承認することに決定しました。

日程第五、報告第十一号平成二十一年度藤崎町資金不足比率の報告の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第十一号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第十一号は承認することに決定しました。

日程第六、議案第四十五号平成二十二年度藤崎町一般会計補正予算（第二回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

十六ページでございます。住宅管理費、その十三節でございますが、住宅管理費の委託料です。町営住宅テレビ共聴施設地上デジタル受信調査委託料二万八千円と。こういうふうになっているのですけれども、現状のあの町営住宅で、まずこの二万八千円はどこの町営住宅を調査する費用なのかということについてはどうでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

お答えいたします。

この調査は、しらかば団地とみどり団地を調査いたします。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑ありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

しらかば団地とみどり団地ということなんですけれども、そのほかの常盤地区の団地、長屋式の団地などはどういうふうな地上デジタルの受信はそれぞれの家庭でやるというふうになっているんですか、共同アンテナが設置されているデジタル対応の状態になっているのか、その現状についてわかっている範囲ではっきりさせていただきたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

お答えいたします。

常盤地区の町営住宅に関しては、個々の入居者がアンテナを設置して、視聴しております。藤崎の方のしらかばとみどり団地は共同アンテナを使用してい

ます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

常盤地区の西田団地も含めて、全部そうすれば個々の的に配線、アンテナというかそういうことを含めて、共同アンテナでなくて、個々の的に全部対応するという事になっているということですか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

今浅利議員のおっしゃったとおり、そういう対応になります。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

構造上の問題も多少あるとは思いますが、これまで共同アンテナですね、これまでのアナログ放送といいますか、これに共同アンテナで対応してきた住宅団地、長屋住宅というのはいないんですか。そのことについてお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

今のご質問は、もうちょっと意味がわからなかったんですけども、共同アンテナを使っている町営住宅はしらかばとみどり団地だけですので、藤崎の場合は、そちらの方のアンテナについて今回調査するという事でありまして。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

共同アンテナといいますか、それらで対応するというようなことになれば、藤崎の団地については共同アンテナ対応だと。こちらは個々の的に準備するんだと、対応するんだということになれば、多少の不公平感といいますか、そういう問題も多少生ずるのではないかなと思っておりますけれども、共同アンテナ設置をするというふうになれば、費用面でかなりの額がかかるからやらないと

というようなことで理解すればよろしいのでしょうか。私何人からも聞かれたものですから、その辺はどういうふうに、常盤の方はこれ仕方ないんだというふうなことなのか、どういうふうに住民に入居者に納得してもらえばいいのかということですが、どうでしょう。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

このアンテナに関しては、地上デジタルにした場合、必ずアンテナも取りかえなければいけないということではございませんので、みどり団地としらかばに関しては、これは今回の調査で、今ついているアンテナで見られるか見られないかの調査でございますので、必ずしもこれは取りかえるということではないと思います。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

その地デジの問題で、その辺のジャスコあたりには現状では視聴困難地域だということまで、ジャスコのこの裏といいますか、そういうふうなことで、これまでは対応してきたように私は聞いておるのですけれども、地デジについては、それは個々の住宅が対応するというようなことでいくのですか。それとも何かジャスコが共同アンテナで対応するようになっているというようなことなんでしょうか。この辺の現状の取り組みについてお聞きします。

○議長（野呂日出男君）

休憩いたします。

休 憩 午前十時十分

再 開 午前十時十二分

○議長（野呂日出男君）

休憩を取り消し、これから会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。奈良岡文英君。

○三番（奈良岡文英君）

十六ページですけれども、教育費の事務局費に、常盤小学校耐力度調査業務委託料九百七十二万七千円ありますけれども、これは具体的にどういう内容なのでしょう。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

お答えいたします。

この常盤小学校の耐力度調査の業務委託ですが、常盤小学校は耐震診断の調査をもう既に終わっております。それで、この耐力度調査というのは、耐震診断とちょっと違いまして、建物の構造耐力、経過年数による耐力低下、立地条件等のそういう総合的に判断して、調査して、建物の老朽化を総合的に評価するというものでございます。それで、これを常盤小学校を今後整備計画するに当たりまして、これを大規模改修でいいのか、あるいは改築で持っていけばいいのか、その辺を判断するために、この耐力度調査しなければ、そういう判断をすることができないので、今回そういう調査をするということでございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○三番（奈良岡文英君）

提案理由によりますと、常盤小学校改築事業計画を進めるための調査だというふうにありますけれども、改築計画の一環としてやるのか、それとも今学務課長が言ったように、調査いかんでは補強で終わるのか、それはどっちの方向に進んでいるのか伺いたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

この耐力度調査をするに当たりまして、評価の点数でございましてけれども、一万点が評価としては一番高いと。それで、調査した結果、四千五百点以下になると、これは改築の対象になるということになります。その調査して、その点数がどのくらいになるか、それによつては改築の対象になるということもございまして、それで今回そういう調査をしているわけございまして、あくまでも今後これを整備計画を進めるための調査ということでございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○三番（奈良岡文英君）

提案理由には改築計画を進めるためと書いていますけれども、それでは四千五百点だか、その点数をもし下回ったとしても、改築に進まなくてもいいと、補強でいいだろうとか、そういうのは町の独自の判断に委ねられているのか、どっちなのか伺います。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

そういう点数以下になりますと、やはり構造的に低下している。あるいは経過年数によりひびが入っているということで、それはもしそういう点数以下になった場合は、改築を想定することも考えられます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○三番（奈良岡文英君）

町長の提案理由だと改築事業を進めるためと書いていますけれども、それはどっちが本当なのかというか、町長の提案理由は改築計画を進めるためと書いていますけれども、補強で終わる場合があり得るということですか。

○議長（野呂日出男君）

教育長。

○教育長（舘山新一君）

今、学務課長がお話したとおりですね、この結果を見て、今基準も申し上げましたけれども、結果を見て、これについてはまた相談をしながら、検討したいと思っているところで、提案理由の方には改築とありましたけれども、あくまでも整備、改築、それを合わせて、改築という話になったと思いますので、その結果を見て、これからやっていきたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○三番（奈良岡文英君）

教育施設がよくなることは改築、補強も含めて異論がないわけなんですけれども、近い将来にもし改築ということになれば、小学校一つ建てるのであれば十何億円もかかるという膨大な財政の支出が伴うわけなんですけれども、もしそうなった場合、財政としての力はあるのか、その辺を伺いたいと思います。できるのかできないのか。見通しは、現時点ではどうなっているのか。

○議長（野呂日出男君）

財政課長。

○財政課長（新谷義昭君）

お答えいたします。

ただいまの質問でございますが、耐力度調査をやったことによって、その結果に基づいて、常盤小学校改築、あるいは補強、どういう形になるのかということがまだ決まっておりません。決まった時点で、今現在、文科省の方にある交付金の制度のどれにのるのかということも決まってくるので、その交付金の割合が決まらない限りは、町の方で借り入れをする起債の額もわからないということで、現時点においては、総額の事業費がわからないということであれば、財政的にどういうふうになるかということについては、ちょっと判断がつきかねるところがございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑ありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

同じ十四ページでございます。商工費の観光費ですね。観光創出事業業務委託料八百七十一万円ほどというふうになっておるのですが、それで何かこの事業内容を説明をしていただきたいというふうに思います。

○議長（野呂日出男君）

企画課長。

○企画課長（能登谷英彦君）

この事業は、県が行っているふるさと雇用再生特別事業補助金というものを活用いたしまして、町の観光創出事業をどんなものがあるかというようなことの調査をする事業でございます。このふるさと雇用再生特別事業というのは、地域における継続的な雇用機会の創出を図るということで、まず雇用してもらうということが一番でございます。市町村が行うふるさと雇用再生特別事業に要する経費を補助するもので、補助率は一〇〇%でございます。これはどういう形で支出するかというと、民間企業、NPO法人、その他の法人等に対して、委託により行う事業とされてございますので、この辺を県の指導官庁であります商工労働部の方と相談いたしまして、我が町の藤崎町は、非常に観光の素材はたくさんあるんですけれども、観光という事業が今までなかったものですから、それをこの藤崎町の歴史とそれから農業、農産物を結びつけた何かできな

いかということで、県と相談しまして、この事業を充てて、実施することになりました。内容といたしましては、委託事業の内容といたしましては、新規の雇用を四人確保するのに四百三十万円、それから冊子を発行するものに八十七万円、それから調査、研究費ということで百五十三万円、それから観光創出のためのホームページを開設するというので五十万円、また、事務局費その他もろもろで百四十万円ということの積算でもって、トータル八百七十一万八千円の補助金を得て、事業を行いたいということでございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑ありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

新幹線開業も含めてですね、この観光事業に取り組むということだという説明だったんですけれども、その中で、観光に向けての素材もいっぱいあると。農業農産物だとかも含めて、素材を提供して、冊子もつくりたいという報告、説明だったと思うんですけれども、観光、新幹線の開業に伴って、それを機会に、いってみれば、継続的な事業に取り組みみたいなものにしていくことが大事なのではないかなと。一発型で終わることがないようにしたいものだなという、ここを全体として八百万円もかけるわけですので、それで、藤崎町の場合、何をいわゆる事務方として観光素材としてこれを売り出していけるものだというふうに考えていらっしゃるのかですね、その点について、お伺い、お聞きしたいと思うわけでございます。

○議長（野呂日出男君）

企画課長。

○企画課長（能登谷英彦君）

そのための調査研究ということで、今回盛ったわけなんですけれども、町としてはおいしい農産物、または歴史といっても平安時代から続く町の歴史、こういったものが融合されたものを想定して、観光創出をしたいなという思いでございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十五号を採決いたします。議案第四十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十五号は原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第四十六号平成二十二年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第二回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十六号を採決いたします。議案第四十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十六号は原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第四十七号平成二十二年度藤崎町老人保健特別会計補正予算（第一回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十七号を採決いたします。議案第四十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十七号は原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第四十八号平成二十二年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第二回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十八号を採決いたします。議案第四十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十八号は原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第四十九号平成二十二年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第二回）案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

五十四ページでございます。その中で、介護予防サービス費の中の介護予防住宅改修費追加と、百二十三万円ほどなんですけれども、在宅介護をやっていく上での介護予防の住宅改修費だと思うんですけれども、今回の改修のどういう内容の改修なのかということについて、年間ベースでいきますとどれぐらいの住宅改修というのは予算化されているのかということについてはどうでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（五十嵐 晋君）

お答えをいたします。

介護予防住宅改修費の追加でございますが、これは限度額を一件当たり二十万円ということで、いわゆる住宅改修が必要な方に対し、支出しているものがございます。年間の支出予定額といたしましては、今回の補正を含めまして、二百十六万三千円ほど予算措置をすることになります。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

通常介護予防の住宅改修と言えば、トイレだとか、あるいは段差のある玄関口だとか、あるいは階段部分の手すりだとか、そういうふうなことが考えられるんですけれども、そうすれば、今百万円かかったとしても二十万円だけは助成しますよというふうな理解でよろしいんでしょうか。その点はどうでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（五十嵐 晋君）

おっしゃるとおりでございます。ただ、本人負担が一割ございますので、二

十万円の九割、十八万円の補助ということになります。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十九号を採決いたします。議案第四十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十九号は原案のとおり可決されました。

日程第十一、決算特別委員会報告の件を議題とします。

お諮りいたします。本件については、議員全員で構成する委員会の審査であります。委員長報告は、会議規則第三十九条第三項の規定によって省略いたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。

次に、平成二十一年度各会計の歳入歳出決算の議案第五十号から議案第五十七号までを議員全員の委員をもって構成する決算特別委員会で審査いたしましたので、説明及び質疑を省略し、採決いたします。

日程第十二、議案第五十号平成二十一年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものであります。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議がありますので、これから討論を行いたいと思っております。

まず、本案に反対する者の発言を許します。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

本議案は、平成二十一年度一般会計決算の認定承認に関する議案でございます。平成二十一年度の決算予算は、当初六十七億円余からスタートし、年度末

には九十億円余に及ぶ大型の決算となったものであります。給食センターや町道、あるいは町内会管理施設、文化スポーツ施設等の整備も進められた予算ではありました。しかしながら、第一には、平成二十一年度予算は、旧藤崎地区三保育所の民営化、あわせて旧常盤地区の三保育所など、六保育所の完全民営化を進めた予算でありました。第二点は、町民税や文化スポーツ施設の利用料負担増の予算執行がされたものであります。第三には、引き続き後期高齢者医療制度の維持のための予算執行がされたものであります。以上の点から、一般会計決算の認定に同意できないものであります。反対であります。

○議長（野呂日出男君）

次に、本案に賛成する者の発言を許します。ほかに討論はありませんか。
（「なし」の声あり）これで討論を終結いたします。

これから本案を採決いたします。この採決は起立によって行います。
本案を認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、本案は認定することに決定しました。

日程第十三、議案第五十一号平成二十一年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は認定とするものであります。本案は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

日程第十四、議案第五十二号平成二十一年度藤崎町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は認定とするものであります。本案は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

日程第十五、議案第五十三号平成二十一年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は認定とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

日程第十六、議案第五十四号平成二十一年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものであります。本案は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

日程第十七、議案第五十五号平成二十一年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題とします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

日程第十八、議案第五十六号平成二十一年度藤崎町農業集落排水事業会計決算の認定を求めるの件を議題とします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

日程第十九、議案第五十七号平成二十一年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題とします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定しました。

日程第二十、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、閉会中の調査のため、特定事件の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定しました。

日程第二十一、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りいたします。各常任委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、閉会中の調査のため特定事件の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、それぞれの申し出のとおり決定しました。

これをもって本定例会の会議に付議された事件の審議はすべて終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、平成二十二年第三回藤崎町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前十時三十七分

地方自治法第二百三十三条の規定により、ここに署名する。

議 長 野 呂 日 出 男

署名議員 小 野 稔

署名議員 藤 林 公 正

署名議員 相 馬 勝 治